

開発区域における消防水利の指導基準

1 趣旨

都市計画法に基づく消防水利に関する同意、協議等の事務処理規程（昭和50年名古屋市消防局訓令第19号）第3条の規定による開発区域における消防水利の指導基準については、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）によるほか、この指導基準の定めるところによるものとする。

2 消防水利の配置基準

消防水利の配置については、次の基準によるものとする。

- (1) 開発区域のすべての地点から一の消防水利に至る距離が消防水利の基準第4条第1項及び第2項に定める数値以下とすること。
- (2) 前記1にかかわらず開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、50,000平方メートル以下ごと消防用貯水施設（以下「防火水槽」という。）を1基以上とすること。ただし、当該区域のすべての地点が、既存の消火栓以外の消防水利から140メートル以下の距離にある場合は、この限りでない。

3 防火水槽の設置基準

防火水槽の設置については、次の基準に適合すること。

(1) 位置

- ア 道路縦断勾配10パーセント以下の公道に面していること。
- イ 吸管投入孔の中心から公道の側端までの距離は5メートル以下であること。

(2) 用地

- ア 都市公園又は他に使用する目的のない専用の土地であること。ただし、同意又は協議により別段の定めをしたときは、この限りでない。
- イ 専用の土地であるときは、次の(ア)から(エ)までのすべてに適合すること。
 - (ア) 隣地境界から防火水槽の外壁までの間には、幅0.5メートル以上の空地をとること。
 - (イ) 用地の周囲を高さ0.5～0.8メートルのガードパイプ、緑石等で囲み、かつ、コンクリート標柱等で境界を明確にすること。
 - (ウ) 用地全面をコンクリート舗装とすること。
 - (エ) 雨水等が滞留しないこと。

(3) 消防水利標識

- ア 消防局が指定する型式及び規格であること。
- イ 吸管投入孔の中心から5メートル以下で、かつ、公道に面した位置に設置すること。

4 防火水槽の構造基準

防火水槽の構造については、次の基準に適合すること。

(1) 規模

- ア 容量は、40立方メートル以上であること。容量の算定は、連結立管を含む吸管投入孔及び集水用ピットの容量を除き本体の容量を算定すること。
- イ 地下に埋設し、一槽式で有蓋のものであること。
- ウ 水槽底の深さは、地上から取水可能な程度とすること。

(2) 型式

工場で生産された部材を使用して建設される防火水槽（以下「二次製品防火水槽」という。）は次のアとし、建設工事現場でコンクリートを打設し建設される鉄筋コンクリート製の防火水槽（以下「現場打ち防火水槽」という。）は次のイとすること。

ア 二次製品防火水槽

- (ア) 一般財団法人日本消防設備安全センターにより認定された防火水槽又は耐震性貯水槽であること。（型式認定証及び個別認定証にて確認）
- (イ) 都市公園になる予定の土地に設置する場合はⅡ型（設置場所の状況に応じた自動車荷重として200キロニュートンを載荷するものをいう。）若しくはⅢ型（設置場所に応じた自動車荷重として250キロニュートンを載荷するものをいう。）とし、他に使用する目的のない専用の土地に設置する場合はⅠ型（設置場所の状況に応じた上載荷重として、不測荷重の10キロニュートン毎平方メートルを載荷するものをいう。）とする。また、設置場所の状況に応じ共用型（容量、形状、設置方法及び材料が同一で、構造計算の結果、Ⅰ型及びⅡ型、Ⅱ型及びⅢ型、Ⅰ型からⅢ型までを共用できるものをいう。）を使用することができる。同意又は協議によりこの他の場所に設置する場合は、消防局と協議すること。

イ 現場打ち防火水槽

- (ア) 設計にあたっては、自重、土かぶり荷重、自動車荷重及び衝撃、上載荷重、土圧、地下水圧、内水圧、浮力及び地震に起因する荷重を考慮すること。なお、都市公園になる予定の土地に設置する場合は、自動車荷重をT-20荷重（200キロニュートン）又はT-25荷重（250キロニュートン）で、土中に45度分散させた等分

布荷重とし、衝撃係数は30パーセントとすること。また、他に使用する目的のない専用の土地に設置する場合は、不測荷重として10キロニュートン毎平方メートルを載荷すること。同意又は協議によりこの他の場所に設置する場合は、消防局と協議すること。

(イ) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重及び固定負載重量に起因する慣性力、地震時土圧及び内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合を除き、設計水平震度を0.288、設計鉛直震度を±0.144として計算すること。

(3) 吸管投入孔

ア 頂版部に1箇所以上吸管投入孔及び、吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

イ 原則として丸型とし、直径600ミリメートル以上であること。

ウ 吸管投入孔の開口部には、消防局の仕様である防火水槽用鉄蓋及び受枠を設けること。

エ 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管は、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製、FRP製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向加荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けること。なお、FRP製の二次製品防火水槽を自動車荷重が見込まれる場所に設置する場合にあっては、吸管投入孔地表部の自動車荷重が直接水槽本体に伝わらないように連結立管を設けること。

オ 吸管投入孔から水槽底に降りられるよう、タラップを1箇所設置することとし、埋込部が漏水の原因とならない構造であること。

(4) 主要構造材料及び部材圧等

ア コンクリートの設計基準強度は、耐久性、水密性を考慮し、現場打ち防火水槽にあっては24ニュートン毎平方ミリメートル以上、二次製品防火水槽にあっては30ニュートン毎平方ミリメートル以上とする。

イ 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋とも原則としてJISG3112に適合するSD295又はSD345を使用する。

ウ 頂版、側版、底版には断面算定上は鉄筋を必要としない部分も含めて断面の内側及び外側に直交する各方向とも直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を300ミリ以下の中心間隔で配置すること。

エ 主要鋼材部材の厚さは、現場打ち防火水槽にあっては300ミリメートル以上、二次製品防火水槽にあっては200ミリメートル以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

オ コンクリート施工は、社団法人土木学会が定める「コンクリート標準示方書」によるものとする。

カ 都市公園となる予定の土地に設置する場合、頂版と地面との距離は1.0メートル以下としないこと。

キ 防水工事は、原則としてモルタル防水及び塗膜防水により厚さ20ミリ以上で仕上げる。ただし、同意又は協議により別段の定めをしたときは、この限りでない。

(5) 集水ピット

ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ 吸管投入孔のおおむね直下に設けること。

ウ 一辺の長さ又は直径が600ミリメートル以上で、かつ、深さが300ミリメートル以上であること。

エ 防火水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

5 機能保持

防火水槽は、完了公告の翌日から1年間は、その機能を低下させないものであることとし、低下をきたした場合には開発行為をしようとする者が改修するものであること。ただし、特に重大な瑕疵が発見された場合は上記期間によらないものとする。

6 管理

防火水槽及び消防水利標識については、原則として消防局の管理に属するものとする。ただし、同意又は協議により別段の定めをしたときは、この限りでない。

7 帰属

防火水槽及びその用地については、原則として消防局に帰属するものとする。ただし、同意又は協議により別段の定めをしたときは、この限りでない。

8 その他

(1) この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 平成27年3月13日付「開発区域における消防水利の指導要領」は廃止とする。